

栃木県リサイクル製品認定制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県リサイクル製品の認定及び普及の推進に関し必要な事項を定めることにより、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 栃木県リサイクル製品 第3条の認定を受けたリサイクル製品をいう。
- (2) 廃棄物等 循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。
- (3) 循環資源 循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する循環資源をいう。
- (4) リサイクル製品 循環資源を原料の全部又は一部に利用して製造される製品をいう。
- (5) 認定事業者 第3条の認定を受けた者をいう。

第2章 認定等

(認定)

第3条 知事は、第1条に規定する目的の達成に資するものと認められ、かつ、次の各号に掲げる認定の要件（以下「認定要件」という。）のいずれにも適合しているリサイクル製品を認定することができる。

- (1) 申請時において県内で販売されていること。
- (2) 主に県内の事業場で製造が行われていること。
- (3) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場で製造が行われていること。
- (4) 原料調達、製造、販売、廃棄等において関係法令等が遵守されていること。
- (5) 別表第1に掲げる認定基準を満たしていること。

(申請)

第4条 前条の認定（以下単に「認定」という。）を受けようとする者は、栃木県リサイクル製品認定申請書（別記様式第1号）により、別に定める募集期間内に申請しなければならない。

2 前項の申請は、当該製品を業として製造する製造事業者又は製造、販売に係る形態等を勘案し実質的な製造事業者と認められる者が行わなければならない。

(認定手続)

第5条 知事は、第4条第1項の申請があったときは、認定要件への適合状況等に関し必要な審査を行わなければならない。

- 2 知事は、認定にあたり、特に必要があるものと認められるときは、認定の条件を付すことができる。
- 3 知事は、認定をしようとするとき、又は認定をしないこととするときは、第13条の規定に基づいて設置する栃木県リサイクル製品認定審査会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、認定をしたときは、当該認定の申請をした者に別表第2に掲げる認定事項等を通知し、別に定める認定証を交付するとともに、その旨を公表しなければならない。

(有効期間)

第6条 認定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、認定の日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、再度認定を受けることを妨げない。

- 2 前項ただし書きによる認定を受けたときは、当該認定日の前日をもって従前の有効期間が満了したものとみなす。

(変更の届出)

第7条 認定事業者は、別表第3に掲げる変更をするときは、栃木県リサイクル製品変更届出書（別記様式第2号）により、その旨を届け出なければならない。ただし、第9条第1項又は第2項の届出をしたときは、この限りではない。

(変更申請)

第8条 認定事業者は、別表第4に掲げる変更をしようとするときは、栃木県リサイクル製品認定変更申請書（別記様式第3号）により、その旨を申請しなければならない。ただし、第9条第1項又は第2項の届出をしたときは、この限りではない。

- 2 第5条各項の規定は、前項の変更申請について準用する。
- 3 第1項の認定を受けたときの有効期間は、従前の有効期間の残存期間とする。

(認定の辞退の届出)

第9条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、栃木県リサイクル製品認定辞退届出書（別記様式第4号）により、認定の辞退を届け出なければならない。

- (1) 栃木県リサイクル製品（以下「認定製品」という。）が認定要件に適合しないこととなるとき。
- (2) 認定事業者が認定製品の製造を廃止するとき。
- 2 前項に規定するときのほか、認定事業者は、特別の事情がある場合は、別記様式第4号により、認定の辞退を届け出ることができる。

(認定の取消し)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消することができる。

- (1) 認定製品が認定要件に適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が不正な手段により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業者が本制度への信頼を著しく損なう行為があったとき。
- (4) 認定事業者が第5条第2項の認定の条件を履行しなかったとき。
- (5) 認定事業者が第8条第1項又は前条第1項の規定に違反したとき。
- (6) 認定事業者が第19条の求めに応じなかったとき。
- 2 知事は、前項の認定の取消しを行うときは、栃木県リサイクル製品認定審査会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の認定の取消しを行ったときは、当該者に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。
- 4 第1項の認定の取消しによって損失が生じたときは、当該認定を受けていた者がその損失を負担しなければならない。
- 5 第1項の規定により認定を取り消された者は、当該取消しのあった日から起算して5年間は認定の申請を行うことができない。

第3章 県及び認定事業者の責務

(県の責務)

第11条 県は、物品等の購入又は工事の発注において、当該物品又は当該工事で必要とする資材と、品質面、価格面等において同等の認定製品があるときは、当該製品を積極的に使用するよう努めるものとする。

- 2 県は、認定製品の使用が促進されるよう、県民、市町、関係機関等に対し、認定製品に関する情報提供に努めるものとする。

(認定事業者の責務)

第12条 認定事業者は、認定製品の品質、安全性等に常に留意するとともに、認定要件への適合状況を定期的に確認しなければならない。

- 2 認定製品の流通、販売過程において、消費者等との間で認定製品の品質、安全性等に関する問題が発生したときは、認定事業者が自らの責任においてその処理を行わなければならない。
- 3 認定事業者は、認定期間における各年度の5月31日までに、前年度の認定製品の販売実績及び認定要件への適合状況を、栃木県リサイクル製品販売実績等報告書（別記様式第5号）により報告しなければならない。

第4章 栃木県リサイクル製品認定審査会

(設置)

第13条 第5条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）及び第10条第2項の規定による意見を聴取するため、栃木県リサイクル製品認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織等)

第14条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者及び栃木県の研究機関等に所属する職員から選考し、知事が委嘱する。

- 2 委員の定数は6名とし、その半数を学識経験者の委員とする。
- 3 委員の任期は、4年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再委嘱することができる。

(会長等)

第15条 審査会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事で議決が必要なときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(持ち回り会議)

第17条 会長は、やむを得ない事情により会議が開催できないときは、書類の回議をもって会議に代えることを決することができる。

(報酬等)

第18条 学識経験者の委員の報酬等は別に定める。

第5章 雑則

(報告徴収)

第19条 知事は、認定要件への適合状況等について、認定事業者から報告を求めることができる。

(表示)

第20条 認定事業者は、認定を受けた旨の表示（以下「認定の表示」という。）、別に定める愛称及び認定

マークを付すことができる。

- 2 何人も、認定製品以外の製品に認定の表示、愛称及び認定マーク又はこれと誤認する表示を付してはならない。

(庶務)

第21条 この要綱に関する事務は、栃木県環境森林部資源循環推進課において処理する。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年5月11日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第4条第1項の規定により認定した製品は、改正後の要綱第4条第1項の規定により認定した製品とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第4条第1項の規定により認定した製品は、改正後の要綱第3条の規定により認定した製品とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年7月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に認定している製品の有効期間については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 認定基準

区 分		認 定 基 準
1 安全性	(1) 特別管理廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物並びに同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物を原料として使用していないこと。
	(2) 有害物質	環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準を満たしていること。（カドミウム、ヒ素及び銅に係る農用地に関する条件を除く。）
	(3) ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定によるダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準に基づいて実施する測定の結果が次の基準を満たしていること。 《基準値》250pg-TEQ/g未満
2 品質	(1) 舗装用材※	再生材の利用基準（栃木県県土整備部）を満たしていること。（同基準に示されていない規格については、栃木県土木工事共通仕様書によるものとする。）
	(2) その他の製品	ア 栃木県グリーン調達推進方針に品質等に関する判断基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。 イ 次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。 （ア）日本産業規格 （イ）日本農林規格 （ウ）公共建築工事標準仕様書 （エ）栃木県土木工事共通仕様書 （オ）エコマーク認定基準 （カ）その他公的機関等が定める基準
3 循環資源の利用割合	(1) 舗装用材	再生材の利用基準を満たしていること。
	(2) その他の製品	ア 栃木県グリーン調達推進方針に循環資源の利用割合に関する判断基準が示されている場合は当該基準を満たしていること。 イ 同方針に判断基準が示されていない場合は、原則として公的機関等が定める他の基準によるものとする。

※舗装用材：再生路盤材及び再生加熱アスファルト混合物をいう。

備 考

- 1 栃木県エコスラグ有効利用促進指針の2に基づき、同指針の適用を受けるエコスラグの安全性については同指針による。
- 2 次の製品については、原料とする循環資源の発生過程、性状等を勘案の上、認定基準の1の(2)及び(3)の適用を除外することができる。
 - (1) 法律の規定による許可、登録、届出等に基づいて製造される製品
 - (2) 公的機関が定める他の基準の適用等が適当と認められる製品
 - (3) 有害物質が溶出することがない等、原料とする循環資源の発生過程、性状、製品の製造過程及び用途から、大気を汚染し、水質汚濁し、又は土壌を汚染するおそれがないことが明らかであると認められる製品
- 3 品質又は循環資源の利用割合に関する基準が存在しない製品については、原則として公的機関等が定める類似の製品の基準によるものとする。

別表第2（第5条関係） 認定事項等

項目	認定事項等
1 認定事業者	認定事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名
2 認定日等	認定日、認定期間及び認定番号
3 製品名等	栃木県リサイクル製品の品目名及び製品名
4 規格	栃木県リサイクル製品の規格
5 製造事業場	栃木県リサイクル製品の製造事業場の名称及び所在地並びに製造の内容
6 原料	栃木県リサイクル製品の原料の種類
7 利用割合	栃木県リサイクル製品の原料となる循環資源の利用割合
8 その他	(1) 認定の条件 (2) その他認定にあたり通知することが必要と認められる事項

別表第3（第7条関係） 変更届出事項

項目	変更の内容（届出事項）
1 認定事業者	認定事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更するとき。
2 製品名	栃木県リサイクル製品の製品名を変更するとき。
3 規格	栃木県リサイクル製品の規格を変更し（試験等を必要としない軽微な変更に限る。）、又は廃止するとき。
4 製造事業場	(1) 栃木県リサイクル製品の製造事業場の名称を変更するとき。 (2) 住居表示の変更等により、栃木県リサイクル製品の製造事業場の所在地の表示が変更されるとき。
5 原料	栃木県リサイクル製品の一部の原料の利用を取りやめるとき。
6 利用割合	栃木県リサイクル製品の原料となる循環資源の利用割合を、認定基準に適合する範囲で変更するとき。

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。

別表第4（第8条関係） 変更申請事項

項目	変更の内容（申請事項）
1 規格	栃木県リサイクル製品の規格を変更し、又は追加しようとするとき。（別表第3の3に掲げる変更を除く。）
2 製造事業場	栃木県リサイクル製品の製造事業場を移転し、又は追加しようとするとき。
3 原料	栃木県リサイクル製品の原料を追加しようとするとき。

備考 認定の条件が付されている場合は、当該条件の履行に関連する事項の変更は認めない。